

住民税均等割世帯

▽申請方法

いる世帯の世

物価 住民税均等割世帯や子育て世帯はお忘れなく 対応 |臨時給付金の対象を拡

を支給します。対象世帯は申請期限などを確認し、 で18歳以下の児童を養育している場合は、加算分の給付金 み課税世帯まで対象を拡大します。また、給付金受給世帯 に申請してください。 臨時給付金」を支給していますが、住民税のうち均等割の 町では、住民税非課税世帯などを対象に「物価高騰対応 忘れず

◆申請先・問い合わせ 48) へどうぞ。 町長寿福祉課福祉チーム(内線1

ください。

※詳しい内容は、

お問い合わせ

こども加質

る人は忘れずに申請してくださ る場合がありますので、該当す ですが、申請手続きが必要とな お知らせが届いた人は申請不要 のお知らせを送付しています。 支給対象者には2月上旬に支給 加算分の給付金を支給します。 る低所得の子育て世帯に対し、 18歳以下の児童を養育してい

▽支給額

▽対象者 ▽支給額

令和5年12月1日(基 1世帯当たり10万円

▽注意事項

や郵送で提出してください。 書に必要事項を記入し、持参 請する必要があります。申請

1人が均等割のみ課税されて 課税がなく、うち少なくとも 税所得割(令和5年度分)の があり、世帯全員の市町村民 準日)時点で本町に住民登録

対象外です

他市町村で同等の給付金の

付金を受給している世帯は、 ▼家計急変世帯として、本給 申請してください。 た人は内容を確認し、 請不要ですが、「申請書」が届い 給のお知らせ」が届いた人は申

忘れずに

給要件に該当する場合は、

申

場合は、ご連絡ください。

「申請書」が届いた人…支

合は、手続きが必要となりま

また、支給を辞退される

口座の登録や変更が必要な場

た人…申請不要ですが、振込

「支給のお知らせ」が届

お知らせを送付しています。「支

世帯に対し、給付金を支給しま

支給対象者には2月上旬に

住民税のうち均等割のみ課税

▽対象者 があり、 準日)時点で本町に住民登録 課税がされていない世帯で、 税所得割(令和5年度分) 令和5年12月1日(基 世帯全員の市町村民 の

▽申請期限 3月2日 外です 支給を受けた世帯などは対象

児童1人当たり5万

平成17年4月2日以降に生ま

の世帯主 れた児童を養育している世帯

▽申請不要の世帯 申請は不要ですが、振込口 知らせ」を送付しています。 ご連絡ください。 た、支給を辞退される場合は、 手続きが必要となります。ま の登録や変更が必要な場合は 「支給のお

▽申請が必要な世帯 育している世帯 日以降に生まれた新生児を養 を養育している世帯▼12月2 民票上の同一世帯にない児童 12月1日 (基準日) 時点で住 寮で生活している場合など、 ▼学校の

▽申請方法 町長寿福祉課に備 項を記入し、持参や郵送で提 え付けか町のホームページに 出してください。 掲載している申請書に必要事

▽注意事項 他市町村で同等の どは対象外です。 給付金の支給を受けた世帯な

※詳しい内容は、 お問い合わ

せ



▽申請期限 ください。 3 月 29 日